

福井医療大学地域保健教育推進委員会規程

(趣旨)

第1条 本委員会は地域住民の健康問題の解決、健康生活の向上、並びに保健医療従事者の資質の向上に資する支援事業を企画推進し、地域住民の保健上のニーズに寄与することを目的とする。

(組織)

第2条 会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) リハビリテーション学科 教員 3名
- (2) 看護学科 教員 1名
- (3) 事務員 1名
- (4) 学長が指名した教職員

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員長は構成員の互選により選出する。

(会議)

第4条 会議は、原則として、月1回開催する。なお、必要に応じ臨時開催をすることができる。

- 2 会議は委員長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名を受けたものがその職務を代行する。
- 4 会議の開催は、委員の3分の2以上の出席を以て成立するものとする。

(協議事項)

第5条 本委員会の企画・運営事項は、以下の事業を扱う。

- (1) 地域住民の健康問題ならびに健康生活に関連する講演会の開催
- (2) 地域住民の健康問題ならびに健康生活に関連する相談会の開催
- (3) 地域住民の健康問題ならびに健康生活に関連する研修会の開催
- (4) 授業公開（注：学生用の講義、特別企画講義等）
- (5) 出前講義（注：依頼講義、特別企画講義等）
- (6) 地域で働く医療従事者の卒後教育
- (7) 学園の現状案内と事業案内
- (8) その他

(報告)

第6条 委員会の活動については、教授会に議事録を添えて報告する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、運営会議の承認を得なければならない。

附 則

附則1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。